

くまもとの夢4カ年戦略推進システムに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、くまもとの夢4カ年戦略推進システムを運用することにより、成果重視の県政を実現し、くまもとの夢4カ年戦略（以下「4カ年戦略」という。）の着実な推進を図ることを目的として、同システムの運用に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱においてくまもとの夢4カ年戦略推進システム（以下「システム」という。）とは、PDCAマネジメントサイクルに基づき、毎年度、企画立案、予算編成（P）、実施（D）、政策評価（C）、見直し（A）を行い、次年度の取組みにつなげることにより4カ年戦略の着実な推進を図る仕組みをいう。

（システムの適用）

第3条 システムは、知事部局各部局及び公室、企業局、病院局、教育庁、警察本部並びに各種委員（会）事務局（以下「部局」という。）に適用する。

（部局長等の役割）

第4条 システムの運用に当たり、次の各号に掲げる者は、4カ年戦略の着実な推進に向け、それぞれ当該各号に定める役割を果たすものとする。

- （1） 部局長 4カ年戦略に掲げる目標を十分認識してシステムを活用し、所管する施策等の効果的・効率的な推進を図ること。
- （2） 企画振興部長 システムの円滑な運用に向け、各部局に対し必要な支援を行うこと。
- （3） 課（センター）長 4カ年戦略に掲げる目標を十分認識してシステムを活用し、所管する事業等の効果的・効率的な実施を図ること。

（政策評価）

第5条 政策評価は、総括評価、施策評価及び事業評価を実施するものとし、評価対象は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 総括評価 4カ年戦略に掲げた4分野
- （2） 施策評価 4カ年戦略に掲げた重点的に取り組む施策（以下「重点施策」という。）
- （3） 事業評価 重点施策を構成する事業（以下「構成事業」という。）

2 政策評価の責任者は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 総括評価 企画振興部長
- （2） 施策評価 重点施策を所管する部局長
- （3） 事業評価 重点施策の構成事業を所管する課（センター）長

3 複数部局が関係する施策については、関係部局長が連携して評価を実施するものとする。

- 4 政策評価の実施に当たっては、県民の視点に立って、客観的でわかりやすい評価に努めるものとする。

（県民意見の聴取等）

第6条 システムの運用に当たっては、次の各号により、県政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすとともに、県民から聴取した意見を県政運営に反映させるものとする。

- （1） 県政に対する県民の意識を把握するため、県民アンケート調査を実施し、その結果を政策評価等に活用する。
- （2） 政策評価及び県民アンケートの結果については、くまもとの夢4カ年戦略推進委員会に報告し、意見を聴取する。なお、くまもとの夢4カ年戦略推進委員会に関する具体的な事項については、別に定める。
- （3） 4カ年戦略の進捗状況については、ホームページで公表する等県民への情報発信に努める。

（政策論議の実施）

第7条 次年度の取組みの企画立案及び予算編成に向け、4カ年戦略推進上の課題や施策展開の方向性等を明らかにするため、政策評価等を活用しながら庁内において政策論議を行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、企画振興部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 政策評価に関する要綱（平成13年4月1日施行）及び元気づくりプロジェクト・チーム設置要綱（平成16年10月20日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。